

回 答 書

件名：さいたま市公立保育所における紙おむつ等定額制サービス事業
このことについて、下記の通り回答いたします。

記

No	該当箇所	質問内容	回答内容
1	1.募集要項 4(2)エ(イ)	PR チラシ冊子1部またはPR チラシ1枚 (裏・表両面)との認識でよろしいので しょうか？	PR チラシはPR 内容を確認できるもので あり、冊子でも可能です。
2	1.募集要項 4(2)エ(ウ)	他自治体での導入実績を示す資料とあり ますが別銘柄で導入している実績も今回 の導入実績に含まれますか。	お見込みのとおりです。
3	1.募集要項 5(1)	同ブランドで月齢や使用状況によって変 更可能な複数の料金形態を提供するのは 可能でしょうか。また提供可能の場合、応 募申込書への記載方法をご教示いただけ ますでしょうか。	提供可能です。提供を希望する場合は複数 の料金プランが分かるもの(PR チラシや パンフレット)を提出してください。 応募申込書の「サービス料金」には標準的 なプラン(基本となる料金体系)の料金を 記入してください。なお、市における候補 事業者の選定は申込書に記載された料金 で選考を行います。
4	1.募集要項 5(1)ウ	選定に使用される価格は紙おむつ・おしり ふきのプランのみでしょうか。または手口 ふき・エプロンのプランも合算して選定さ れますでしょうか。	選定に使用する最低価格は紙おむつ及び おしりふきのプランになります。
5	1.募集要項 5(3)ア	同じ事業者が複数銘柄で候補事業者に選 定されることはありますでしょうか。同じ 事業者から3銘柄まで提出できるため、 複数銘柄で最低価格になる可能性がござ いますが、その場合の候補事業者の選定方 法についてご教示いただけますでしょ うか。	銘柄ごとに最低価格を提示した事業者を 候補事業者として選定するため、同一事業 者が複数銘柄において、候補事業者となる 可能性があります。 ただし、その場合においても特段の調整等 は行いません。
6	1.募集要項 5(3)イ(イ)	提出書類の提出方法は持参または郵送の ため、紙媒体での提出が基本と認識してお りますが、募集要項 5(3)イ(イ)で 指示されている応募申込書の電子媒体で の提出とは、10 問い合わせ先に記載さ れたメールアドレスへ送信するというこ とでお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。

7	1. 募集要項 6 (3) エ (イ) (ウ)	おしりふき・食事用紙エプロン・手口ふきのサンプル送付について質問です。 こちらは各施設におしりふき・手口ふきであれば 1 パック、エプロンであれば 1 枚を送付する認識で正しいでしょうか。ご確認をお願いします。	お見込みのとおりです。
8	2.仕様書 別紙 2	仕様書別紙 2 に各施設の人数は記載されているのですが、クラス数は記載されていないため、各施設 1 学年につき 1 クラスの認識（以下に例を記載します）で正しいか、ご確認をお願いします。 例 1：植水保育園 2 クラス（0 歳：0 名・1 歳：14 名・2 歳：18 名） 例 2：田島保育園 3 クラス（0 歳：8 名・1 歳：22 名・2 歳：29 名）	お見込みのとおりです。
9	2. 仕 様 書 5 (1)	応募申込書に記載する「1 か月あたりのサービス料金」は、紙おむつ・おしりふきを含む通常プランのみの金額を指すのでしょうか。それとも、エプロン・手口拭き等のオプション料金を含めた総額で比較されるのでしょうか。	紙おむつ・おしりふきを含む通常プランのみの金額を指します。
10	2.仕様書 5 (6)	月次報告について、市指定の報告様式はありますでしょうか。市指定の様式がない場合、利用者数、利用率等の必要項目を記載した事業者任意の様式により提出することで差し支えないでしょうか。	市指定の報告様式はございません。任意の様式によりご提出をお願いいたします。
11	3.覚書 第 5 条	事業実施期間内の大幅な価格変更及び提供内容の変更は原則行わないものとされていますが、社会情勢の変化、物価上昇、メーカー価格改定、物流費・人件費の高騰等、事業者の責によらない外部要因により、当初価格での継続提供が著しく困難となった場合には、市との協議により価格改定又は提供内容の見直しを行う余地があるとの理解でよろしいでしょうか。	仕様書「7・(4) 定めのないサービス提供上の疑義が生じた場合について」3 行目記載の「ただし、事業者選定時に提案されたサービスの提供に係る事項の変更については、あらかじめ市に報告を行い、保護者の同意を得たうえで、決定する。」のとおりとなります。 ※ただし、今回の選考過程に対して著しく公平性を欠くような料金改定希望に対しては、認められない可能性があることを申し添えます。

1 2	その他	現在すでに本サービス又は同種サービスを導入している園がある場合、今回の選定後は、既存契約を終了し、保護者投票により決定した事業者へ切り替える運用となるのでしょうか。加えて、切替え時点で各施設に残っている紙おむつ、おしりふき、紙エプロン、手口拭き等の在庫について、取扱いをご教示ください。	お見込みのとおり、既存契約を終了し、保護者投票により決定した事業者様への切替えとなります。切替時点で各施設に残っている紙おむつ等については、切替え前の事業者様の引取りを想定しておりますが、詳細につきましては、次期事業者様が確定した段階で調整させていただきます。
-----	-----	--	---

担当：保育課 久我・吉田